別記第一号注意③中「別記第36の4様式」を「別記第36号の6様式」に改める。

別記第二号中「第123条第3項第1号」を「第123条第3項第2号」に、「付室」を「階段室又は付室」に、「第129条の13の3第3項」を「第129条の13の3第13項」に、「乗降ロビー」を「昇降路又は乗降ロビー」に改め、同注意③中「別記第36の4様式」を「別記第36号の6様式」に改める。

別記第三号注意③及び別記第四号注意③中「別記第36の4様式」を「別記第36号の6様式」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

第一条　次に掲げる告示中「第百二十九条第一項第一号ロ」を「第百二十八条の五第一項第一号ロ」に改める。

一　難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十九号）

二　間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（平成二十六年国土交通省告示第八百六十号）

（壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件等の一部改正）

第二条　次に掲げる告示中「第百二十九条第二項」を「第百二十九条第三項」に改める。

一　壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号）

二　壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）

（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正）

第三条　特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一第三号中「第十二項」を「第十三項」に改める。

（火災の発生のおそれの少ない室を定める件の一部改正）

第四条　火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第百二十九条の二第二項」を「第百二十九条第二項」に改める。

本則中「第百二十九条の二第二項」を「第百二十九条第二項」に、「第百二十九条第一項第二号」を「第百二十八条の五第一項第二号」に改める。

（安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件の一部改正）

第五条　安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一第一号中「第三項第三号」を「第三項第四号」に改め、同第二号及び第三号中「第百二十九条第一項」を「第百二十八条の五第一項」に改める。

（建築基準法施行令第百三十六条の二の九第一号ロ等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正）

第六条　建築基準法施行令第百三十六条の二の九第一号ロ等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第百三十六条の二の九第一号ロ」を「第百三十六条の二の十一第一号イ⑵及びロ⑵」に改める。

題名中「第百三十六条の二の九第一号ロ」を「第百三十六条の二の十一第一号イ⑵」に改める。

第一中「第百三十六条の二の九第一号ロ」を「第百三十六条の二の十一第一号ロ⑵」に、「第二号の表㈠の項及び㈣の項から㈥の項まで」を「第二号の表㈠の項、㈣の項及び㈥の項から㈧の項まで」に改める。

第二第一号中「第百四十四条第一項第一号イ」を「第百四十四条第一項第一号イ」に改め、同第二号中「第百四十四条第七号」を「第百四十四条第一項第六号」に改める。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部改正）

第七条　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式中

令第129条の2	を
令第129条の2の2	

「

令第129条	に改める。
令第129条の2	

」に改める。

（準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正）

第八条　準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

告示中「第百二十九条第一項第二号ロ」を「第百二十八条の五第一項第二号ロ」に改める。

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第九条　建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

告示中「第百二十九条第一項第二号」を「第百二十八条の五第一項第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百八号

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行に伴い、確認審査等に関する指針等の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

第一条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第一第二項第四号イ中「写し」の下に「（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）」を加え、同第三項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項第三号中「写し」を「写し等」に改める。

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第二条　昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

制定文中「並びに第六条の二第一項」を「、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項」に改め、「に規定する昇降機」の下に「及び第六条の二の二第三項に規定する観光用エレベーター等」を、「第十二条第三項」の下に「（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「（以下「定期検査」という。）を削り、「同条第四項」を「法第十二条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「定期検査等」を「定期点検」に改める。